

## 就職氷河期世代再チャレンジ支援 能力開発支援業務 仕様書

### 1 総 則

就職氷河期世代再チャレンジ支援 能力開発支援業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

### 2 事業の目的・趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者が少なくない状況にある。

就職氷河期世代は、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方に分けられるが、静岡市における対象人数はそれぞれ、①2,200人、②1,700人、③2,100人の計6,000人程度と推計している。

本市においては、令和3年度に「就職氷河期世代就職及び社会的参画促進事業基本計画」を策定し、就職氷河期世代の再チャレンジに向けた意識向上の講座の提供や既存地域リソースの機能強化に取り組んできた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化等、正規雇用者数の増加が全国的に伸び悩んだ。そのため国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、効果的・効率的な支援を実施する方針を示した。

本市でも、令和4年度までの取組において、進路決定者（就労や社会参加を果たした者）数は目標を下回り、その背景として、長期無業者や福祉的な支援を必要とする方等、多様化する就労困難者へ対応の困難さ、マインド・スキル面での本人の準備不足、本人の特性を踏まえた企業での就労環境の未整備といった課題が明らかとなった。これらの課題を踏まえ、令和5年度は、孤独・孤立を防ぐ複数人による対話型支援や本人の特性を活かす能力開発訓練、本人の特性に応じたマッチング支援を実施する。

本事業では、このうち、本人の特性を活かす能力開発訓練に取り組むこととし、具体的には、障害者や障害の診断がないボーダーラインの方、長期無業者等、何らかの働きづらさを抱える方であっても、特定の分野においては秀でた才能を発揮する可能性を秘めていることから、支援対象者の特性に応じ、その方の得意を活かした能力開発を行い分野のスペシャリストを育成することで、就職氷河期世代の就労を促進する。

また、本市では、高齢化や現役世代人口の減少といった背景のもと、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」を策定し、市民が社会的に孤立することなく「居場所」を持ち、就労、ボランティア活動、生涯学習等といった社会活動の機会を多様な「ひと」と活躍の「場」をつなぐことで創出し、誰もが生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるま

ちを推進することとした。計画では、就労を希望するすべての市民の活躍を支援する体制を整備する「誰もが活躍支援プロジェクト」を重点プロジェクトと位置づけ、就職氷河期世代の支援における成果を他分野へ横展開することとしている。このため、就職氷河期世代の支援を通して就労困難者の就労支援モデルの考察を得ることを目指す。

### 3 業務の仕様

具体的な業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 本業務の運営及び進捗管理

本業務及び関連する事業全体の管理・マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

#### (2) 就職氷河期世代向け研修の開催

##### ア 対象

静岡市内に在住しているいわゆる就職氷河期世代（以下、「支援対象者」という。）支援対象者の年齢は、令和5年4月1日時点において、37歳から52歳（昭和45年（1970年）4月2日から昭和61年（1986年）4月1日までに生まれた人）とする。

ただし、留学・進学・浪人等により対象年齢を超える場合も考えられるため、1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた者であれば対象とする。

##### イ 回数・期間

研修は委託期間中に1回以上とする。

高度なスキルを習得する研修であることを踏まえ、1回あたりの研修は5日間以上とする。

##### ウ 定員

計40人程度とする。年間計40人以上を対象に講座を実施することを前提とし、各回の定員を設定することは可能とする。

##### エ 内容

(ア) 受託者の専門的な知見・経験に基づき、効果的な実施内容及び手法等を提案するとともに、委託者と協議・調整の上、内容等を決定すること。

なお、実施内容及び手法については、座学研修と実践研修を組み合わせる等、スキルの習得だけでなく、スキルを活用し就労後の活躍の姿をイメージできるものが望ましい。

また、中間テストや修了テスト等、研修の習熟度を確認するための試験を実施することを可能とする。

(イ) 講座受講料は無料とする。

(ウ) 事業全体の整合を図るとともに、支援対象者の立場を踏まえ、内容を決定し、内容に合う会場・講師等を手配し、都度開催すること。

(エ) 日程及び時間帯においては、事業全体の整合を図るとともに、支援対象者のニ

ーズ等を考慮し、設定すること。

(オ) 開催する日程等を踏まえ、相応しい時期に、最も効果が期待できる手段を用いて、支援対象者の受講募集を行うこと。また、受講申込状況については、逐次とりまとめ、委託者へ報告すること。

(カ) 研修の開催に基づき、支援対象者における受講前後の意識がどのように変化したか、アンケートやヒアリング等を行い、その実態を把握すること。アンケートの項目は、委託者と協議・調整の上、内容等を決定することとする。

(キ) 実施後の効果を見据え、本市で実施する「就職氷河期世代再チャレンジ支援 企業の受入体制整備及びマッチング業務」での支援やハローワーク等の就労支援機関へ繋ぐほか、必要に応じて、支援対象者へ向けた助言等の支援を実施すること。

### (3) 企業開拓

#### ア 対象

静岡市内に事業所を置く企業を中心に、支援対象者の就労の出口となり得る企業

#### イ 内容

(ア) (2) の研修で育成した支援対象者の就労促進を目的として、向上させたスキルに関する業務等に関して、企業に対し普及啓発等を実施し、就労先の開拓を図ること。

(イ) 受託者の専門的な知見・経験則に基づき、効果的な実施内容及び手法等を提案するとともに、委託者と協議・調整の上、内容等を決定すること。

(ウ) 事業全体の整合を図るとともに、支援対象者の特性や立場を踏まえ、内容を決定すること。

(エ) 実施後の効果を見据え、必要に応じて、対象へ向けた助言等の支援を実施すること。

### (4) 就労を目的とした企業との交流機会創出

上記(2)、(3)の業務で支援した対象者及び企業のマッチングを目的とし、企業と交流できる機会を設定すること。機会の設定にあたっては、事業全体の整合を図るとともに、対象者の立場を踏まえ内容を決定すること。就職先が未決定の参加者に対しては、継続的に企業と交流できるよう努めること。

### (5) 就職氷河期世代をはじめとする多様な就労困難者の支援手法の考察

本事業は、誰もが活躍することのできるまちを実現するためのプロジェクトの一環であり、プロジェクトにおいては、何らかの働きづらさを抱える就労困難者に対して、包括的に支援する制度・体制を整備することで、就労を希望するすべての方の活躍を目指すこととしている。そこで、本事業での実績を通じて、若者・高齢者、生活困窮者、障害者、障害の診断のないボーダーラインの方、原因特定が困難な長期失業者等の多様な

世代・属性の方にも有効な支援について検証し、就職氷河期世代に限らない就労困難者にも汎用可能な就労支援手法について考察すること。

#### 4 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### 5 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

#### 6 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を書面及び磁気記録媒体等にて提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 実績報告書

事業実施内容、成果、考察等を踏まえた就職氷河期世代や就労困難者支援の在り方、今後の方向性等についても記載すること。

(3) その他参考となる資料

#### 7 留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっては、委託者と連携を密にし、業務の進捗状況を随時報告し、必要な協議を行うこととする。疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。

(2) 本業務の目的を十分に把握し、本業務の遂行に必要な事項について委託者と調整を図り、適切な事業計画を立案・作成すること。

(3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供し、又は目的以外に使用しないこと。

(5) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡県個人情報保護条例を遵守すること。

(6) 本業務の遂行に当たって、受託者と関係者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。

(7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。